

■鉛作業主任者技能講習

「鉛作業主任者」とは、①鉛業務に従事する労働者が鉛等により汚染されないように労働者を指揮し、②鉛等によって身体が汚染されたことを発見したときは、除染させるほか、③局所排気装置、プッシュプル型換気装置、全体換気装置、排気筒および除じん装置の点検、④労働衛生保護具等の使用状況の監視や、⑤鉛装置の内部における業務についての所定の措置を講ずる責任者です。

事業者は、労働災害を防止するため、鉛業務（遠隔操作によって行なう隔離室におけるものを除く）に係る作業については、鉛作業主任者技能講習を修了した者のうちから「鉛作業主任者」を選任し、その者に当該作業に従事する労働者の指揮その他厚生労働省令で定める事項を行わせなければなりません。（労働安全衛生法第 14 条、同施行令第 6 条第 19 号、別表第 18 第 21 号）